

定義 (世帯の区市町村民税均等割・所得割)	階層	保育料(月額)		公立延長保育料(月額) ※保育標準時間利用者のみ		
		保育標準時間	保育短時間	0～2歳児	3歳児	4歳以上児
		0～2歳児				
生活保護法による 被保護世帯等及び里親世帯等	A	0	0	0	0	0
区市町村民税非課税	B	0	0	0	0	0
区市町村民税均等割のみ	C1	2,000 (1,000)	2,000 (1,000)	600	600	600
区市町村民税所得割 30,000円未満	C2	2,500 (1,250)	2,500 (1,250)	600	600	600
〃 30,000円以上 45,000円未満	C3	3,200 (1,600)	3,200 (1,600)	600	600	600
〃 45,000円以上 60,000円未満	D1	7,100 (3,550)	7,000 (3,500)	900	900	900
〃 60,000円以上 75,000円未満	D2	8,800 (4,400)	8,700 (4,350)	900	900	900
〃 75,000円以上 90,000円未満	D3	9,900 (4,950)	9,800 (4,900)	900	900	900
〃 90,000円以上 125,000円未満	D4	16,500 (8,250)	16,300 (8,150)	1,600	1,300	1,300
〃 125,000円以上 160,000円未満	D5	20,600 (10,300)	20,300 (10,150)	2,000	1,300	1,300
〃 160,000円以上 195,000円未満	D6	23,100 (11,550)	22,800 (11,400)	2,200	1,400	1,300
〃 195,000円以上 220,000円未満	D7	25,900 (12,950)	25,500 (12,750)	2,600	1,800	1,700
〃 220,000円以上 245,000円未満	D8	28,300 (14,150)	27,900 (13,950)	2,800	1,900	1,900
〃 245,000円以上 270,000円未満	D9	31,000 (15,500)	30,500 (15,250)	3,100	2,000	2,000
〃 270,000円以上 295,000円未満	D10	33,400 (16,700)	32,900 (16,450)	3,300	2,200	2,000
〃 295,000円以上 320,000円未満	D11	36,100 (18,050)	35,500 (17,750)	3,600	2,400	2,100
〃 320,000円以上 345,000円未満	D12	38,700 (19,350)	38,100 (19,050)	3,800	2,600	2,200
〃 345,000円以上 360,000円未満	D13	41,400 (20,700)	40,700 (20,350)	4,100	2,800	2,300
〃 360,000円以上 375,000円未満	D14	43,900 (21,950)	43,200 (21,600)	4,300	2,900	2,400
〃 375,000円以上 390,000円未満	D15	46,400 (23,200)	45,700 (22,850)	4,600	3,000	2,400
〃 390,000円以上 405,000円未満	D16	48,000 (24,000)	47,200 (23,600)	4,800	3,000	2,400
〃 405,000円以上 420,000円未満	D17	50,000 (25,000)	49,200 (24,600)	5,000	3,100	2,500
〃 420,000円以上 470,000円未満	D18	55,200 (27,600)	54,300 (27,150)	5,500	3,100	2,500
〃 470,000円以上 520,000円未満	D19	62,100 (31,050)	61,100 (30,550)	6,100	3,200	2,600
〃 520,000円以上 570,000円未満	D20	69,400 (34,700)	68,300 (34,150)	6,900	3,200	2,600
〃 570,000円以上 735,000円未満	D21	75,700 (37,850)	74,500 (37,250)	7,500	3,200	2,600
〃 735,000円以上 900,000円未満	D22	77,700 (38,850)	76,400 (38,200)	7,700	3,300	2,700
〃 900,000円以上 1,100,000円未満	D23	79,000 (39,500)	77,700 (38,850)	7,800	3,300	2,700
〃 1,100,000円以上 1,300,000円未満	D24	80,400 (40,200)	79,100 (39,550)	8,000	3,400	2,800
〃 1,300,000円以上	D25	81,600 (40,800)	80,300 (40,150)	8,100	3,500	2,800

- () 内は原則第2子保育料、第3子以降は保育料0円(ただし、延長料金等は別途負担あり)。
- 延長保育料は区立保育園の午後6時15分から7時15分までの保育料です。午後7時15分から8時15分までの延長利用は、別途延長保育料(1回につき600円)が発生します。ただし、区立保育園(保育短時間利用)及び認定こども園(長時間保育)の延長保育はありません。それ以外の私立保育園及び地域型保育の延長保育料は各施設・事業所にお問い合わせください。
- 私立認可保育園・地域型保育施設は施設によって【保育短時間】の利用可能時間が異なります。利用可能時間を超える保育園の利用については、上記利用者負担額とは別に延長保育料が発生します。ご希望の場合は、利用可能時間を施設にご確認ください。
- 保育料は改定される場合がありますので、ご了承ください。